

応募資格・条件

(1) 応募者

① 応募資格

東大和市内又は東大和市に隣接する市（東村山市、小平市、立川市、武蔵村山市に限る）において、老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設を概ね3年以上経営している社会福祉法人又は医療法人であり、かつ、介護保険法第70条に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第115条の45の3に規定する第1号事業に係る指定事業者として事業を運営している実績があること。

② 応募者の制限

次のいずれかに該当する法人は、応募できません。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人

イ 国税又は地方税を滞納している法人

ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定を取り消された法人で、その取消の日から2年を経過しないもの

エ 市長、副市長若しくは地方自治法第180条の5の規定により設置する委員会の委員若しくは監査委員（以下これらを「市長等」という。）又は議員が、役員若しくはこれに準ずべき者又は支配人となっている法人（市長等にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずべきものの2分の1以上出資している法人を除く。）

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている法人

カ 役員又はこれに準ずべき者が次のいずれかに該当している法人

（ア）破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

（ウ）公務員であった者で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する法人

ク 応募書類提出時点において、東大和市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法に基づき更生または更生手続きをしている法人

コ 指定管理者の選定を行う選定委員及びその家族の属する法人

(2) 応募の条件

① 東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはら・東大和市高齢者ほっと支援セ

ンターきよはらに応募する法人については、応募できません。

- ② 指定管理者の指定及び協定の締結後、令和6年4月1日からの指定管理業務開始前には、指定管理者は介護保険法に基づく事業者の指定を受けてください。